4）とりこわし
①既存外構
②既存新館低層部他既存建物解体
③既存本館棟他既存建物解体
⑷　工期　平成37年１月31日まで。
指定部分Ⅰ　平成32年12月28日　⑷のうち、１）①の一部、②及び③　２）①の一部　３）①及び②　４）①の一部
指定部分Ⅱ　平成35年２月28日　⑷のうち、１）①の一部及び⑧　２）①の一部　３）⑤　４）①の一部及び②
指定部分Ⅲ　平成36年９月30日　⑷のうち、１）①の一部、④、⑤、⑥及び⑦　２）②及び③　３）③の一部及び④　４）①の一部及び③
2　申請の時期　平成30年12月７日から平成31年１月７日までの午前10時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日）を除く。）
3　申請の方法
⑴　競争参加資格審査申請書（特定建設工事）（以下「申請書」という。）の入手方法　当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成30年12月７日付け独立行政法人労働者健康安全機構契約担当役）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式である。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参により提出すること。ただし、郵送（書留郵便又は宅配便）の場合は必着とする。　提出場所は、〒211―0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町１－１　独立行政法人労働者健康安全機構事務管理棟２階　独立行政法人労働者健康安全機構　経理部契約課契約班　電話044―431―8634
①　特定建設工事共同企業体協定書（乙）（４⑴から⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
②　４⑹及び⑻の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。）。
③　全ての構成員について、厚生労働省の建設工事に係る平成29・30年度一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写し。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
4　異工種ＪＶとしての資格及びその審査
⑴　異工種ＪＶの構成は、次の条件を満たすこと。
①　工事種別が建築一式工事、電気工事又は管工事とする異なる工事（以下「工種」という。）を担当する構成員からなる異工種ＪＶであること。
②　各工種間は協定書に基づく分担であること。なお、異工種ＪＶの構成員のうち一者が複数の種別の工事を実施すること、また、複数の構成員で工事を分担することは差し支えない。
③　構成員の数は各工種ごとに２以内であること。
⑵　全ての構成員について、厚生労働省から平成29・30年度有資格者名簿［建設工事］のうち中国ブロックにおけるそれぞれの工事種別に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省から一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
⑶　全ての構成員について、厚生労働省の建設工事に係る平成29・30年度一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写しに記載されたそれぞれの担当する工事種別の総合評点が次の点数以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際の総合評点が次の点数以上であること。）。
①　建築一式工事　1,200点
代表者以外の構成員は、1,050点
②　電気工事　1,100点
③　管工事　1,100点
⑷　全ての構成員について、会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　全ての構成員について、当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、独立行政法人労働者健康安全機構理事長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成７年３月１日付け労働福祉発第350号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑹　各工種の構成員は、①から③に掲げる要件を満たすこと。工事実績は、平成15年４月１日以降に完成・引渡しが完了したものとする。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種ＪＶの場合は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。なお、それぞれの工事実績は、同一の工事でなくてもよい。また、一つの工種を分割して工事を分担する場合には、分割した工種の構成員全体で条件を満たすこと。
①　建築工事　工事に携わる構成員は、工事種目が建築一式工事の有資格業者であって、次の条件を満足する工事を元請けとして施工した実績を有すること。
ア　建物用途　病院
なお、代表者以外の構成員は、病院、試験・研究施設、庁舎又は事務所
構　造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
階　数　地上４階建て以上
なお、代表者以外の構成員は除く。
建物規模　延べ面積10,000㎡以上（増築工事の場合は、増築面積10,000㎡以上）
なお、代表者以外の構成員は、延べ面積3,000㎡以上（増築工事の場合は、増築面積3,000㎡以上）
工事内容　新営又は増築工事（躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事を施工していること。）
②　電気設備工事　工事に携わる構成員は、工事種目が電気工事の有資格業者であって、次の条件を満足する新設の電気設備工事を施工した実績を有すること。
ア　建物用途　病院
建物規模　延べ面積10,000㎡以上
工事種目　電灯設備及び火災報知設備（工事種目についてシステム一式を施工した工事の実績であること。ただし、電灯設備と火災報知設備が異なる工事の実績でも良いが、それぞれ工事種目以外の条件も満たす工事とする。）
③　暖冷房衛生設備工事　工事に携わる構成員は、工事種別が管工事の有資格業者であって、次の条件を満足する新設の暖冷房衛生設備工事を施工した実績を有すること。
ア　建物用途　病院
建物規模　延べ面積10,000㎡以上
工事種目　空調設備及び衛生設備（工事種目についてシステム一式を施工した工事の実績であること。ただし、空調設備と衛生設備が異なる工事の実績でも良いが、それぞれ工事種目以外の条件も満たす工事とする。）
⑺　全ての構成員について、建設業法（昭和24年法律第100号）に定める建設業の営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実、かつ、円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
⑻　各構成員は建設業法の建設業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
⑼　⑹に示す工種の一つを分割して複数の構成員で分担する場合は、工種内の工事分担額が互いに他の構成員の工事分担額の７分の３を下回らないこと。
⑽　異工種ＪＶの代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。
⑾　異工種ＪＶの協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（乙）」に準ずるものとする。